

埼玉県の大気規制  
揮発性有機化合物(VOC) 関係  
炭化水素類



埼玉県マスコット さいたまっち

令和7年6月  
埼玉県環境部大気環境課

## 目 次

◆ 用語の説明	1
I 揮発性有機化合物又は炭化水素類規制の体系	2
II 揮発性有機化合物又は炭化水素類に係る規制	3
1 規制対象施設の種類	3
2 規制基準等	5
3 揮発性有機化合物又は気化した炭化水素類の測定等	7
4 大気汚染緊急時の措置	8
5 提出書類等	9
III 届出等の処理の流れ	10
IV 施設の設置・計画変更に対する措置	10
V 罰則等	11
1 改善命令等	11
2 罰則	11
◆ お問合せ先	11
◆ 環境管理事務所管轄案内図	12

## ◆用語の説明

### ◎大気汚染防止法

#### 1 揮発性有機化合物（法第2条第4項、施行令第2条の2）

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならないメタン及び以下のフロン類を除く）

フロン類：①クロロジフルオロメタン（HCFC-22）

②2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン（HCFC-124）

③1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン（HCFC-141b）

④1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン（HCFC-142b）

⑤3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン（HCFC-225ca）

⑥1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン（HCFC-225cb）

⑦1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン（HFC-43-10mee）

#### 2 揮発性有機化合物排出施設（法第2条第5項）

揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となる施設（塗装関係施設、貯蔵関係施設等）で、一定規模以上のもの

#### 3 VOC

揮発性有機化合物の略（Volatile Organic Compounds）

### ◎埼玉県生活環境保全条例

#### 1 炭化水素類（条例第49条、規則第25条）

気化した場合に光化学オキシダントの生成の原因となるおそれのある液体状有機化合物又はその混合物で次に掲げるもの。

(1) 原油、ガソリン及びナフサ

(2) 単一物質であって1気圧での沸点が150℃以下であるもの  
（メタン、エタン及びフロン類等を除く）

(3) 混合物であって1気圧で5容量%留出温度が150℃以下であるもの  
（(1)及び、メタン、エタン及びフロン類等を除く）

【例】シンナーなど（灯油、軽油、重油などは対象外）

#### 2 指定炭化水素類発生施設（条例第49条）

条例第49条第8号で定める別表第2第2号による「炭化水素類に係る指定施設」

#### 3 揮発性物質（規則第30条、規則別表第2）

炭化水素類を含む物質で、原則として105℃・3時間加熱により蒸発する有機化合物（メタン、エタン及びフロン類等を除く）

#### 4 炭化水素類含有物（規則第30条、規則別表第2）

炭化水素類及び炭化水素類以外の物質の混合物で、揮発性物質の含有率が30質量%を超えるもの

【例】印刷インクなど

#### 5 炭化水素類等（条例別表第2第2号の表4の項）

炭化水素類又は炭化水素類含有物

# I 揮発性有機化合物又は炭化水素類規制の体系

## 1 大気汚染防止法

規制対象物質	対象施設の種類	設置者の義務等	規制措置等
揮発性有機化合物	揮発性有機化合物排出施設 (p. 3 表-1)	①各種届出 (p. 9) ②揮発性有機化合物の測定記録 (p. 7) ③排出基準の遵守等 (p. 5)	<届出> ・実施の制限 (p. 10) ・計画変更命令等 (p. 10) <排出基準等> ・改善命令等 (p. 11)

## 2 埼玉県生活環境保全条例

規制対象物質	対象施設の種類	設置者の義務等	規制措置等
炭化水素類	指定炭化水素類発生施設 (p. 4 表-2)	①各種届出 (p. 9) ②気化した炭化水素類の算定記録 (p. 7) ③規制基準の遵守等 (p. 6)	<届出> ・実施の制限 (p. 10) ・計画変更勧告等 (p. 10) <排出基準等> ・改善勧告等 (p. 11)

## 3 埼玉県大気汚染緊急時揮発性有機化合物対策要綱

規制対象事業者	対象事業規模	設置者の義務等	規制措置等
揮発性有機化合物排出事業者	大気汚染防止法第17条の10に規定する揮発性有機化合物排出者	①各種届出 ②揮発性有機化合物排出削減措置 ③措置内容の報告	・揮発性有機化合物排出削減命令等

## II 揮発性有機化合物又は炭化水素類に係る規制

### 1 規制対象施設の種類

#### (1) 大気汚染防止法

表－1 揮発性有機化合物排出施設（大気汚染防止法施行令別表第1の2）

項	施設の種類	規制対象規模
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m <sup>3</sup> /時以上
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が 100,000m <sup>3</sup> /時以上
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が 10,000m <sup>3</sup> /時以上
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m <sup>3</sup> /時以上
5	接着の用に供する乾燥施設（木材・木製品の製造の用に供する施設及び4の項に掲げる施設を除く。）	送風機の送風能力が 15,000m <sup>3</sup> /時以上
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 7,000m <sup>3</sup> /時以上
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m <sup>3</sup> /時以上
8	工業製品の洗浄施設（洗浄の用に供する乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が 5m <sup>2</sup> 以上
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク〔密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。〕	容量が 1,000kℓ 以上

- 【注】 1 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とします。また、複数ある場合には、その能力を合算します。
- 2 「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置されている場合、規制対象に含まないものとします。
- 3 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれます。
- 4 「乾燥施設」は、VOCを蒸発させるもの、「洗浄施設」は、VOCを洗浄剤として用いるものです。

#### <揮発性有機化合物排出施設の解釈について>

##### ① 揮発性有機化合物排出施設

溶剤等の使用時（希釈材を使用する場合にはその混入後）において、VOCの含有率が、1%を超えるものが目安となります。

##### ② 木材又は木製品（家具を含む。）の取扱い

シックハウス対策のため、接着剤の水性化（VOCの不使用）が著しく進展しており、木材には自然由来のVOC（テルペン）が含まれていることから、対象施設から除外しています。

##### ③ 化学製品製造の用に供する乾燥施設

VOCを溶剤として使用する施設のみを規制対象とし、原材料として使用する場合は、未反応原料及び副生成物のVOCが少ないと考えられることから、規制対象に含まれません。

##### ④ 接着

同種又は異種の固体の面と面とを貼り合わせて一体化した状態にすることをいいます。

(2) 埼玉県生活環境保全条例

表-2 指定炭化水素類発生施設（条例別表第2第2号、規則別表第3）

	施設の種類	規制対象規模
1	貯蔵用屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク（一タンクの貯蔵容量が500kℓ 以上のもの）
2	給油用地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク（一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が27kℓ 以上となる事業所に設置されているもの）
3	出荷用ローディングアーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの（一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が1,000kℓ 以上となる事業所に設置されているもの）
4	ドライクリーニング用乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用するすべての洗濯機の洗濯定格能力の合計が23kg以上となる事業所に設置されているもの
5	製造設備	炭化水素類等の製品（食料品を除く。）を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備で、その設備の定格容量が180ℓ 以上であること
6	使用施設	<p>物（食料品を除く。）の製造において炭化水素類等（燃料として使用するものを除く。）を使用する規則で定める施設※</p> <p>（炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり500kg以上、又は当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり5,000kg以上である事業所に設置されている施設が対象）</p> <p>※ 規則で定める施設（規則第30条第2項、規則別表第3）</p> <p>① 塗装の用に供する施設（塗装、乾燥又は焼付け施設）</p> <p>② 印刷の用に供する施設（印刷、乾燥又は焼付け施設）</p> <p>③ 接着の用に供する施設（接着又は乾燥施設）</p> <p>④ その他の施設（洗浄 乾燥 焼付け 分離 混合 吸収 精製 晶出 蒸発 蒸留 抽出 濃縮 合成 分解 重合 反応 を行うもの）</p>

【注】 「指定炭化水素類発生施設」は、高圧ガス保安法の適用を受ける施設を除きます。

## 2 規制基準等

### (1) 大気汚染防止法

施設の種類ごとに定められた排出基準に該当させる必要があります。

項	施設の種類	排出基準		
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	600 ppmC		
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	自動車製造の用に供する塗装施設	新設400 ppmC 既設700 ppmC	
		その他の塗装施設	700 ppmC	
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000 ppmC	
		その他のもの	600 ppmC	
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	1,400 ppmC		
5	接着の用に供する乾燥施設（木材・木製品の製造の用に供する施設及び4の項に掲げる施設を除く。）	1,400 ppmC		
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	400 ppmC		
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	700 ppmC		
8	工業製品の洗浄施設（洗浄の用に供する乾燥施設を含む。）	400 ppmC		
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク〔密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。〕	新設	全て	60,000 ppmC
		既設	2,000kℓ以上	60,000 ppmC
			2,000kℓ未満	当分の間猶予

【注】 1 「既設」とは、平成18年4月1日において現に設置されている施設です。（設置の工事が着手されているものを含む。）

2 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容積比百万分率です。

3 平成18年4月1日以前に設置（設置の工事が着手されているものを含む。）された施設については平成22年3月31日まで揮発性有機化合物の排出基準が適用猶予されていました。

## (2) 埼玉県生活環境保全条例

施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当させる必要があります。

施設の種類	規 制 基 準
貯蔵用屋外タンク	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンク又はこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
給油用地下タンク	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
出荷用ローディングアーム	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
ドライクリーニング用乾燥機	処理設備（内蔵されるものを含む）を設置し、適正に稼働させること
製造設備	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
使用施設	1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷又はプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設 規制基準：イ、ロ又はハ（いずれかを選択することができる） 2 1を除く使用施設 規制基準：イ又はロ（いずれかを選択することができる） 【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場又は事業場におけるAの値が30%以下であること $A = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量（単位kg）}}{\text{原材料の年間使用量（単位kg）}} \times 100$ ロ 使用施設を設置する工場又は事業場におけるBの値が50%以下であること $B = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量（単位kg）}}{\text{原材料に含まれる揮発性物質の年間使用量（単位kg）}} \times 100$ ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること

「処理設備」とは・・・気化した揮発性物質を液吸収、吸着、凝縮、直接燃焼、接触（触媒）酸化等により除去する機能を有する設備であり、20℃において80%以上<sup>1)</sup>の除去効率があるもの。

1) 石油系溶剤を使用するドライクリーニング用乾燥機の場合は、65%以上の除去効率があるもの  

$$\text{除去効率} = \frac{\text{除去する気化した揮発性物質の量}}{\text{処理設備に導入する気化した揮発性物質の量}} \times 100$$

「原材料」とは・・・① 使用施設で使用する炭化水素類  
② 使用施設で使用する炭化水素類含有物  
③ 使用工場等（使用施設を設置する工場又は事業場）で使用する低揮発性原材料<sup>2)</sup>  
2) 塗装、印刷又は接着の用に供する施設で使用される塗料、印刷インキ又は接着剤であって、揮発性物質の含有率が使用時に30質量%以下のもの（揮発性物質を含有しないものも含む）

### 3 揮発性有機化合物又は気化した炭化水素類の測定等

#### (1) 大気汚染防止法

揮発性有機化合物排出施設の設置者は、当該施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定（1年に1回以上）し、その結果を3年間保存しなければなりません。

※ 揮発性有機化合物（VOC）濃度の測定は、VOC排出施設を稼働させている時間帯において、最も負荷のかかる時に行ってください。

※ 測定結果の保存にあたって様式の定めはありません。

#### (2) 埼玉県生活環境保全条例

使用施設から気化した炭化水素類を排出する者は、次の算定を行いその結果を条例施行規則様式第22号により記録し、3年間保存しなければなりません。

※使用施設以外の施設（貯蔵用屋外タンク、給油用地下タンク、出荷用ローディングアーム、ドライクリーニング用乾燥機、製造設備）の処理設備は対象になりません。

#### ア 年間使用量及び排出量の算定（毎年実施）

##### ①使用工場等における原材料の前年の年間使用量

（＝年間購入量＋期首在庫量－期末在庫量＋処理するための設備により回収して再使用した量）

##### ②使用工場等における原材料に含まれる揮発性物質の前年の年間使用量

（①及び揮発性物質の含有率により算定）

##### ③使用工場等における原材料に含まれる揮発性物質の大気中への前年の年間排出量

（＝②の量－処理するための設備で燃焼等により酸化、分解等の処理をし、又は回収した量－使用する原材料から製品となり、焼却され、又は密閉した容器に収納された量）

#### イ 当該処理するための設備の除去効率の算定（1年に2回以上）

揮発性物質の含有率の算定方法（規則別表第2、平成16年4月6日告示第687号）

揮発性物質の含有率は、次の式により算定するものとする。

$$\text{揮発性物質の含有率} = \frac{\text{試料質量} - \text{加熱残分（不揮発分）質量} - \text{水分質量}}{\text{試料質量} - \text{その他炭化水素類でない物質の質量}} \times 100$$

備考

1 （略）

2 加熱残分（不揮発分）質量は、塗料又はインキの加熱残分質量にあつては知事が定める方法により、接着剤の不揮発分質量にあつては日本工業規格（以下「規格」という。）K6833により、その他の試料の加熱残分（不揮発分）質量にあつてはこれらの方法及び規格に準じた方法により測定される量

3 水分質量は、規格K0068に定める方法のうちカールフィッシャー滴定法又はこれに準じた方法により測定される量

4 その他炭化水素類でない物質とは、メタン、エタン、フロン等及び加熱することにより蒸発する無機物質（水を除く。）

5 その他炭化水素類でない物質の質量は、ガスクロマトグラフ法その他適切な方法により測定される量

6 2、3及び5に掲げる方法により測定される量が当該試料の組成表等により適切に算定できるときは、これによることができる。

#### 4 大気汚染緊急時の措置

大気汚染防止法及び埼玉県大気汚染緊急時揮発性有機化合物対策要綱では、大気汚染の緊急時における措置について定めています。

##### (1) 対象事業者（揮発性有機化合物排出事業者）

大気汚染防止法第17条の10に規定する揮発性有機化合物排出者（表-1に示す排出施設を設置している者）

##### (2) 緊急時の措置

知事は、光化学スモッグ注意報等の緊急時の発令を行ったときは、発令地区内の揮発性有機化合物排出事業者に対して、以下の表に掲げる措置の協力を求め、又は命令します。命令を受けた場合は、ただちに措置を講じる必要があり、違反した者は罰則の対象となります。また、講じた措置の内容を環境管理事務所へ報告してください。

緊急時の区分	緊急時の措置
光化学スモッグ注意報	揮発性有機化合物排出事業者に対して、揮発性有機化合物の管理の徹底、排出量又は飛散量の削減について協力を求める。
同 警報	揮発性有機化合物排出事業者に対して、揮発性有機化合物の排出量又は飛散量の削減について協力を求める。
同 重大緊急報	揮発性有機化合物排出事業者に対して、揮発性有機化合物の排出量又は飛散量の削減、その他必要な措置をとるよう命令する。

##### (3) 埼玉県大気汚染緊急時揮発性有機化合物対策要綱に基づく届出

揮発性有機化合物排出施設は、要綱に基づく以下の届出が必要になります。

届出の種類	届出書の書式	添付書類
緊急時の措置実施計画届出書	・様式第1 オキシダントに係る緊急時の措置実施計画（変更・廃止）届出書	揮発性有機化合物発生施設配置概略図
緊急時の措置実施計画変更届出書	・別紙 緊急時の措置実施計画	
緊急時の措置実施計画廃止届出書		

※緊急時の措置に係る届出等の提出先及びお問合せ先は環境管理事務所になります。以下の市についても下記の環境管理事務所が所管します。

- ・さいたま市及び川口市…中央環境管理事務所
- ・川越市及び所沢市…西部環境管理事務所
- ・越谷市…越谷環境管理事務所

## 5 提出書類等

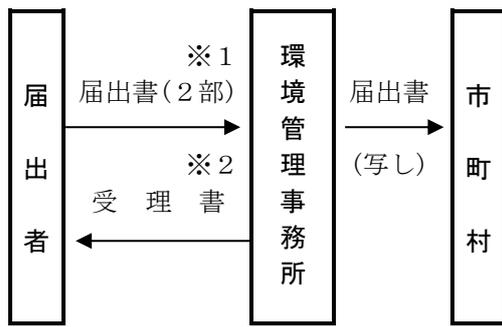
(法：大気汚染防止法、条例：埼玉県生活環境保全条例)

提出書類	届出者等	届出期限	提出書類	根拠条文
設置届出書	揮発性有機化合物排出施設又は指定炭化水素類発生施設を設置しようとする者	あらかじめ（法第17条の9、条例第57条：実施の制限）届出日から60日（内容が相当であると認めるときは期間短縮することがある。）を経過した後でなければ、設置又は変更をしてはならない。 （原則として設置又は変更予定日60日前までに届け出ること。）	①法 様式第2の2	①法第17条の5、規則第9条の2 ②条例第52条第1項、規則第36条、第37条
変更届出書	届出事項のうち、施設の構造、気化した炭化水素類の排出の抑制の方法等を変更しようとするとき	（原則として設置又は変更予定日60日前までに届け出ること。）	②条例 様式第8号 （使用施設を除く。） 様式第9号 （使用施設に限る。）	①法第17条の7 規則第9条の2 ②条例第54条第1項、規則第36条、第37条
使用届出書	法施行の際、現に揮発性有機化合物を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）	施行日から30日以内	③共通 添付書類	①法第17条の6、規則第9条の2 ②条例第53条第1項、規則第36条、第37条
氏名等変更届出書	氏名、名称、住所、法人代表者氏名、工場若しくは事業場の名称又は所在地に変更があったとき	氏名等変更日から30日以内	①法 様式第4 ②条例 様式第18号	①法第17条の13 第2項（法第11条） 規則第11条 ②条例第54条第4項、規則第42条
使用廃止届出書	揮発性有機化合物排出施設又は指定炭化水素類発生施設の使用を廃止したとき	施設の使用廃止日から30日以内	①法 様式第5 ②条例 様式第19号	①法第17条の13 第2項（法第12条） 規則第12条 ②条例第58条 第1、3、5項 規則第43条
承継届出書	設置届出又は使用届出をした者の地位を承継（譲り受け、合併等）した者	地位の承継日から30日以内	①法 様式第6 ②条例 様式第20号	①法第17条の13 第2項（法第12条） 規則第12条 ②条例第58条 第1、3、5項 規則第43条

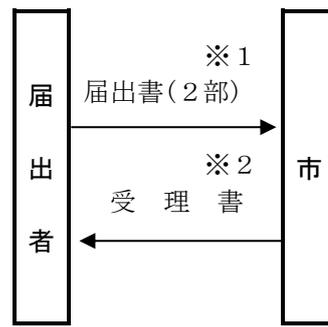
※大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設を設置する者は、p 8に示した埼玉県大気汚染緊急時揮発性有機化合物対策要綱に基づく届出も必要になります。

### Ⅲ 届出等の処理の流れ

#### ◎ 提出書類の届出先等



① ②以外



② さいたま市・川越市・川口市・所沢市・越谷市

※1 届出書は2部とも返却しませんので、申請者の控えが必要な場合は余部を添えて提出してください。

※2 設置又は変更の届出を受理したときは、受理書を交付します。

### Ⅳ 施設の設置・計画変更に対する措置

#### ◎ 計画変更命令等

知事又は市長が、施設の設置又は構造等の変更の届出があった場合において、その届出に係る施設の設置又は変更に関する計画が規制基準に適合していないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、当該施設の構造、使用の方法若しくは揮発性有機化合物又は炭化水素類の処理の方法に関する計画の変更等を命令又は勧告することがあります。(法第17条の8、条例第55条第1項、条例第59条第2項)

#### ◎ 実施の制限

施設の設置又は構造等の変更の届出をした場合は、届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、届出に係る工事に着手することはできません。(法第17条の9、条例第57条第1項)

ただし、届出に係る事項の内容が相当であると認められるときは、工事着手までの期間が短縮される場合があります。(法第17条の13、条例第57条第2項)

#### ◎ 計画変更命令等や実施の制限に違反した者は、罰則の対象となります。

## V 罰則等

### 1 改善命令等

#### ①大気汚染防止法

知事（又は市長）は、排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理方法の改善を命じ、又は施設の使用を一時停止することを命ずることができる。（法第17条の11）

#### ②埼玉県生活環境保全条例

知事（又は市長）は、設置の届出若しくは変更の届出の内容が規制基準に適合しないと認めるとき又は指定炭化水素類発生施設から気化した炭化水素類を排出する者が規制基準を遵守していないと認めるときに勧告することができ、勧告に従わないときは、改善等必要な措置をとること又は施設の使用を一時停止することを命ずることができる。（条例第55条第1項、第59条第1項、第2項）

### 2 罰則

大気汚染防止法又は埼玉県生活環境保全条例の規定及びそれに基づく命令に違反した場合の主な罰則は次のとおり。

（法：大気汚染防止法、条例：埼玉県生活環境保全条例）

違反内容	罰則（上段：法、下段：条例）
改善命令等に違反した場合	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金 （法第33条）
	6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金 （条例第127条）
施設の設置等の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金 （法第34条）
	30万円以下の罰金（条例第130条第1号）
実施の制限に違反した場合	30万円以下の罰金（法第35条第2号）
	30万円以下の罰金（条例第130条第2号）
氏名等変更、使用廃止又は承継の届出をせず又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料（法第37条）
	5万円以下の過料（条例第135条）

## ◆お問合せ先

### ① 県：環境部大気環境課（048-830-3058）又は各環境管理事務所

環境管理事務所	所在地	電話番号
中央環境管理事務所	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 （浦和合同庁舎）	048-822-5199
西部環境管理事務所	川越市新宿町1-17-17（ウエスタ川越）	049-244-1250
東松山環境管理事務所	東松山市六軒町 5-1（東松山地方庁舎）	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	秩父市東町 29-20（秩父地方庁舎）	0494-23-1511
北部環境管理事務所	熊谷市末広 3-9-1（熊谷地方庁舎）	048-523-2800
越谷環境管理事務所	越谷市越ヶ谷 4-2-82（越谷合同庁舎）	048-966-2311
東部環境管理事務所	北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10	0480-34-4011

### ② 市

市及び担当課	所在地	電話番号
さいたま市 環境対策課	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1330
川越市 環境対策課	川越市元町1-3-1	049-224-8811(代表)
川口市 環境保全課	川口市朝日4-21-33	048-228-5389
所沢市 環境対策課	所沢市並木1-1-1	04-2998-9230
越谷市 環境政策課	越谷市越ヶ谷4-2-1	048-963-9186